

児童虐待の歴史的背景と定義

花田 裕子¹・永江 誠治¹・山崎真紀子¹・大石 和代¹

要旨 本稿は、児童虐待の歴史的な変遷および児童虐待の定義について概観する。児童虐待は、わが国においても1990年代以降は特殊な家族環境で発生する問題ではないことが広く認識されるようになった。児童虐待問題は、歴史的な変遷を経て関連法が大きな変革期を迎えている。児童虐待は諸外国ではChild AbuseとChild Maltreatmentの両者の用語が用いられているが、Child Maltreatmentは80年代に生態学的な観点から児童虐待を捉えることが提唱された用語でChild Abuseより広く使われている。子どもの心理社会的な発達には、親だけでなく子どもの取り巻く環境からの影響は大きく、今後はChild Maltreatmentの概念の導入や生態学的な研究が児童虐待問題に必要となってくると考えられる。

保健学研究 19(2): 1-6, 2007

Key Words : 児童虐待, 歴史, 定義

(2007年1月12日受付)
(2007年3月22日受理)

1. はじめに

日本は、1980年代までは児童虐待問題は特殊な家庭問題で、ごく少数にしか過ぎないと考えられ、1989年に京都で開催された世界児童思春期精神医学会でも、複合家族率が低く、豊かな国日本には深刻な虐待問題はごく少ないと認識されていた。しかし、現在では児童虐待は一般家庭でも発生する問題として広く社会的な関心を向けられている。この変化は、テレビや新聞などの役割も大きく作用したと考えられるが、通告件数の公表や法律の整備など国の取り組みが大きく変化していることが基本にあると考えられる。児童虐待の判断は、実際には容易ではなく、しつけと虐待の境界が人によって社会的規範が違い、また親子関係や家庭という他者が介入しにくい関係性の問題であることから、プライバシー保護と子どもの保護の葛藤という問題がある。そこで、本論では児童虐待の現状と歴史的変遷及び定義について概観して、医療専門職として児童虐待への関わり方を考える一助としたい。

2. 本論における児童虐待の用語定義

児童虐待とチャイルド・マルトリートメントは同意語として、児童虐待の用語を使用する。4つの虐待についてはそれぞれ「①身体的虐待②心理的虐待③ネグレクト④性虐待」の用語で表記する。

3. 日本における児童虐待の現状と課題

児童虐待は、わが国においても1990年代以降は特殊な家族環境での問題ではなく、一般家庭でも起きる社会的な問題として認識されるようになった。2000年の首都圏一般家庭対象の調査では、30%以上の母親に虐待あるい

は虐待傾向があった¹⁶⁾。児童虐待の発見率は、児童相談所への通告件数の増加からも高くなっていると言えるが、通告されていない家庭でも、潜在的な虐待あるいは虐待傾向群の母親が存在することを示した結果であった。首都圏調査で使用された虐待行為17項目の全てが子どもへの心身の影響がハイリスクな内容であり、予防および早期発見・介入の対象は30%をはるかに超えて存在することが予測される。早期発見と予防への取り組みは、急務であるが、しつけと虐待の境界は、現実には明確ではなく、社会の文化背景や個々の子ども観や被養育体験にも影響されることが考えられる。そのため、明らかに怪我や生命の危険が伴わないケースでは、虐待か厳格なしつけなのかの判断は専門職にとっても非常に難しいことがある。特に幼児期までの子どもの被虐待リスク状態の発見は、多くの阻害因子があると考えられる。この時期の子どもは、まだ多くのことに母親の援助が必要な発達段階であり、家庭内で過ごす時間が長く、子どもが感情や体験を十分に言語化ができない。虐待が、家庭というプライバシーの守られる密室で行われることが多くことから幼児期の虐待の予防や早期発見・介入はより困難なものと考えられる。

日本における、児童虐待の報告件数の推移と国の取り組みを概観すると、全国児童相談所の児童虐待報告件数は、通告件数の統計を取り始めた1990年度の1,101件から、1996年には4,102件、1997年には5,352件、2000年には10,000件を超えた。2000年に児童虐待の防止等に関する法律施行後は通告義務が明文化された影響もあり、2001年度の通告件数は、24,800件と大幅な増加となった。2003年の児童虐待の防止等に関する法律一部改正（最終改正2004年12月）によって虐待を疑う事例の相談が増加

1 長崎大学大学院医歯薬総合研究科保健学専攻

して2004年度は32,979件までに増加している⁴⁾。このような顕在化した事例以外にも、潜在的な児童虐待が存在することも広く認識されている^{4,16)}。厚生労働省は2001年に子どもの虐待の予防と早期発見には市町村レベルでの取り組みが必要であるという見解を示していたが、急激な相談件数の増加と潜在的なリスク家庭への支援の必要性から、一部改正された児童福祉法によって、2004年12月から市町村が児童家庭相談を実施することとなった。各市町村は、2005年から実施している新子育て支援事業とあわせて、児童虐待の予防と早期発見・早期介入を児童相談所と連携しながら中核的な役割を担うことが求められることになった。これは、地域ぐるみの育児支援の環境を整備することを意味するが、地域によっては児童相談所を核とした児童虐待関連機関とのネットワークの構築の遅れや、専門的なトレーニングを受けた人材の不足など多くの課題を抱えている。看護職の取り組みの指針としては、2001年には子どもの虐待予防のための保健師活動マニュアル¹⁵⁾が全国の保健所に配布され虐待予防への指針として活用され、日本看護協会では、2003年に児童虐待発見対応マニュアル⁴⁾を発行して看護職の役割と発見のための指針を示している。今後は、育児支援や子どもの健康にかかわる多くの専門職がもつそれぞれの役割と能力を活用して児童虐待予防と潜在的な虐待リスクを持つ養育者の早期発見と早期介入が必要となってきたと言える。市町村が、虐待発生のリスクが高い状態の母親をスクリーニングして、早期に支援を実施するためには、高度な児童虐待の知識や尺度解釈の知識がなくても、子どもにかかわる職員が誰でも使える、母親の認識している育児環境を知るための尺度は有用であると考えられる。現在は、保健師や看護師、心理士などの専門職員による客観的なアセスメント表や、親子分離のハイリスクアセスメントツールが日本では開発されている^{4,6,12,15,16)}。このようなスクリーニング尺度は、育児支援プログラムなどの介入の判断を補助するだけでなく、異なる専門職で構成されたチーム内で母子や家庭に対する理解を共有できるというメリットもあると考えられる。児童虐待に関連する尺度としては、育児不安尺度⁹⁾や日本語版 Parenting Stress Index (PSI)¹⁰⁾、エジンバラ産後うつ病自己評価票 (EPDS)⁵⁾などがあり、虐待のリスク要因となりえる育児ストレスやうつ状態の早期発見のツールとして活用されている。

4. 児童虐待の歴史的背景

1) 日本における児童虐待の歴史的背景

日本の児童虐待への取り組みを、日本の児童虐待に関する法律から概観する。1933年に親子心中防止、欠食児童援助、徒弟奉公や店員の保護などが論議され、見世物・乞食・風俗関連などでの児童労働を禁止する『児童虐待防止法』が制定された。この時代の社会背景として、子どもは、貧困と家父長的家族観に基づく親のため、家族

のための存在という考えが子どもの虐待と関連していた。1947年には『児童福祉法』制定されて、34条に児童虐待防止法の禁止行為が含まれ『児童虐待防止法』自体は廃止された。1989年には『児童の権利に関する条約』が国連総会で採択されて、国際的に子どもの権利保護が明文化された。日本が1994年に批准したこの条約の19条には、「締約国は、児童が父母、法廷保護者または監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的もしくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取り扱い、不当な取り扱いまたは搾取(性的虐待を含む)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる」とあり、国が子どもの虐待保護に取り組むことを明示した内容である。1997年には、『児童福祉法』が改正され、児童家庭支援センターの設置や児童養護施設に非常勤の心理職の配置、児童相談所の機能整備など、児童虐待など複雑化している子どもと家庭問題への方策が出されたが、虐待に関する項目の改正はなかった。1999年11月に『児童虐待の防止等に関する法律』が制定され、法的に児童虐待の定義および通告義務、虐待していた親の治療が成文化された。2003年には一部改訂されたが、児童虐待防止法等に関する法律の適応外の18歳から20歳までの青年期の被虐待者は、児童相談所の司法上の保護を受けられない「18歳問題」などの課題を内包している。このように日本では、児童虐待に関連する法律が大きな変革期を迎えている。

2) 海外における児童虐待の歴史的背景

米国における児童虐待への取り組みは、1962年に小児科医Kempeを代表とする論文「Battered Child Syndrome: 殴打された子の症候群³⁾(日本では児童虐待症候群と訳された)」が発表され世界的な関心を集めたことから大きな変化が生じた。それまでも、Child abuse, Child maltreatmentという用語は使われていたが、それは特別な問題のある家庭に起こる問題と認識されていた。この論文によって、特別な事情や病的な親でなくても子どもに暴力を振るう親がいることが認識された。虐待の研究が進むと身体的な虐待以外に心理的虐待、ネグレクトも虐待に含めて考えるようになった。米国では、連邦政府が1974年にThe Child Abuse Prevention and Treatment Actが公布され、性虐待を含む4つのタイプの虐待が分類されて多くの州が連邦政府の助成金を受けて調査、プログラムの開発を行い州法が制定されていった。現在、児童虐待の疑いで通報があると、児童虐待の専門的トレーニングを受けたスタッフが調査を行い、リスク段階に応じて登録され、ハイリスクのケースでは裁判所の介入を得て家族分離をして施設あるいは里親制度によって保護を行っている。

英国では、1884年にNational Society for Prevention of Cruelty for Children: NSPCCが、児童労働や孤児

などから子どもを保護する目的で設立された。現在も他の児童関連機関と連携して子どもの虐待問題に大きな役割を担っている²⁾。KempeらのBattered Child Syndromeの論文は、英国においても大きな影響をおよぼしNSPCCの支援を受けて研究が行われて児童虐待が特殊な事態ではないことが明らかになり、その後の深刻な事例の調査報告がされると関連機関の介入が不十分なケースがあり、職員の虐待についての知識や経験不足の問題が指摘された。この反省から、1974年より児童保護登録制度が開始された。児童保護登録は、通告を受けて何らかの必要と判断された援助を行ったにもかかわらず、子どもの安全や健康が脅かされている疑いがある場合に行われている。養育者も含めた事例検討会議が行われて、嚴重な経過観察あるいは積極的な介入の必要性があると判断されると児童保護登録対象となり、養育上の問題のレベルとリスク度によって里親委託、在宅、施設入所などとなる^{3,14)}。1989年には、社会的な関心の高まりと子どもの権利条約批准にむけて子どもに関する諸法律を統一化して児童法が改正された。改正された児童法には、親の責任と義務の明確化と子どもの意見表明の尊重が盛り込まれ、すべての虐待行為は犯罪であると明確にしているが、裁判所が強制介入する親子分離を最小限にして、家族の支援を基本にする理念が示されている。

カナダでは、1970年代後半に米国の精神科医たちによる精神疾患と性虐待の関連を警告する報告をうけて1983年に王立委員会が調査委員会を設置した。その結果は、18歳までに何らかの性的被害に遭った女子は3人に1人、男子で4人に1人の高いものであった。それを受けて多くの州で子どもに関する多くの法律が改正された。オンタリオ州では、1984年に児童福祉法の大幅な改正が行われて子どもの福祉サービスに関する法律「子どもの家庭サービス法 (Child and Family Services Act)」が制定された^{11,13)}。1990年代までに、カナダでは各州に児童虐待に対応できる福祉および医療機関が設立されている。1990年に15才以上の一般人口9,953人を対象に実施した子どもの身体的および性的虐待被害調査によると¹⁰⁾、子どもの頃に身体的虐待を受けたことのある人は、男性で31.2%、女性で21.1%であり、この調査から虐待が特殊な事ではないという認識がカナダでは深まった。また、若い世代ほど自分の受けた児童虐待の報告数が増加する事から、児童虐待が増加しているというよりも、児童虐待に対する啓発が進んだためマルトリートメントを受けた事実を報告する事に抵抗がなくなっていると考えられている。オンタリオ州は、通告された2,447名の児童虐待を15のChild Aid Societies (CAS) からランダムサンプリングを行い、虐待の発生率と特徴を報告している⁸⁾。発生率は子ども1,000人に21名で、米国の45人の半数以下であった。児童虐待の操作的定義づけは行われずケースファイルによってリスク度の判定能力を見ているが、重症例では差はないもののあまり重症でない例では、判

定者によって差異が大きかった。どこまでを児童虐待と判定するかの難しさを反映している。立証率は、子どもの年齢によって大きな違いがあり学童前では1,000人のうち約4名であるのに対して、青少年では約9名となっている。性虐待犠牲者では、幼児の66%、青少年では80%が女性であった。カナダでも、英国と同様に家族の再統合を第一に目指すことを基本理念としている。家族の再統合ができない場合は、施設から早期に里親制度によって家族生活を送れる支援を行っている。

これらの国に共通するのは、子どもが、基本的な信頼関係を形成するために人間関係が継続的なものであることを目指して、家族支援をおこない親子分離をしないか、ケアホームや里親のような継続的な関係を持てるような保護を行っていることである。

5. 児童虐待の定義

1999年11月に『児童虐待の防止等に関する法律』が制定され、法的に児童虐待の定義が明記されている(表1)。

表1. 児童虐待の防止等に関する法律
(平成十二年法律第八十二号より抜粋)

<p>第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ)がその監護する児童(十八歳未満に満たない者をいう。以下同じ)</p> <p>一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。</p> <p>二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <p>四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること(身体的虐待)
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること(性的虐待)
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること(保護の怠慢ないし拒否、ネグレクト)
- (4) 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(心理的虐待)

子どもに対する不適切な養育態度を虐待より広い概念としてチャイルド・マルトリートメント(Child Maltreatment)の定義付けも行われている。チャイルド・マルトリートメントは、不当な子どもの扱いあるいは不適切な子どもの養育と訳されている。児童虐待の英

訳は、Child AbuseとChild Maltreatmentと同意語である。この概念は生態学的な立場からBelsky¹が、個人・家庭・地域社会・文化環境の4つの側面から子どもの虐待の要因を捉えてチャイルド・マルトリートメントの用語を提唱して80年代に欧米で広く使われるようになった。米国やカナダの児童虐待の定義では、Child Maltreatmentとして、4つの虐待は「Physical Maltreatment」「Emotional Maltreatment」「Neglect」「Sexual Abuse」と表記されていることが多い。日本では、チャイルド・マルトリートメントの用語が使用されたのは、1999年に厚生労働省児童家庭局による、チャイルド・マルトリートメントの定義の試作である。チャイルド・マルトリートメントは「18歳未満の子どもに対する、大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（およそ15歳以上）による、身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じている状態⁷⁾と、定義づけられている。虐待の定義との相違点の1つは、虐待者を親あるいは保護者に限定していないことである。教師や保育士の体罰や年長児からの暴力行為なども含まれていると考えられる。無認可保育所での死亡事件や養護施設内でのいじめや暴力事件の新聞紙上に上げられたことと、1981年に提唱された国際児童虐待常任委員会：International Standing Committee on Child Abuse (ISCCA)の定義(表2)を考慮しているものと推察される。もう1つの相違点は、子どもに現在、骨折やあざが生じていなくても、暴力的な行為は不適切であること、心理的な虐待やネグレクトも、心身の健康状態が極端に悪い状態に至っていなくても不適切な養育問題の深刻化を防ぐことからチャイルド・マルトリートメントと定義して子どものウェルビーイングの促進・啓発を考慮していることで

表2. ISCCAの児童虐待定義

- | | |
|----|---|
| 1 | 家庭内における子どもへの不当な扱い |
| 1) | 身体虐待 |
| 2) | ネグレクト |
| 3) | 性的虐待 |
| 4) | 心理的虐待 |
| 2 | 施設内における子どもへの不当な取り扱い |
| 3 | 家庭外における子どもへの不当な取り扱い |
| ① | ポルノグラフィーや売春
児童労働の搾取 |
| ② | その他
薬物やアルコールへの誘惑
マスメディアの刺激
その他の子ども向けの広告、食品、住宅、遊び場
などの問題 |

ある。チャイルド・マルトリートメントの概念と共に、リスク度から社会的介入を児童の要保護・要支援・啓発と教育の必要性を示唆している⁷⁾。チャイルド・マルトリートメントは、子どもの人権思想に基づいた予防や早期発見を含む広い概念である。日本では、チャイルド・マルトリートメントの用語を諸外国と同様な使用にはいたっていない。性的虐待に関しては、1999年に「児童買春・児童ポルノに係わる処罰及び児童の保護に関する法律」が成立して社会的文化的な環境による性的被害から子どもを保護することが可能となった。

6. おわりに

児童虐待は、チャイルド・マルトリートメントの概念から考えると、他の子どもに関連するさまざまな問題とも関連していることが示唆される。ここ数年の間に報道された、ギャンブル依存症と推察される親が長時間パチンコに興じている間に熱中症で乳幼児が死亡する事件、幼い子どもだけを留守番させている間の火事による焼死などは、子どもの立場から見ると不幸な事件というだけでなく児童虐待と言える。いじめ問題でも、社会的規範が理解できる年齢の子どもによるいじめは児童虐待の側面がある。医療者は、児童虐待のケアだけでなく、児童虐待の知識を持って、親の精神的な疾患、子どもの対人関係、知識不足や親の未成熟などへの予防的ケアや教育啓発活動ができる職種であり、期待される役割は大きいのではないだろうか。子どもの心理社会的な発達、親だけではなく子どもの取り巻く環境からの影響は大きく、今後はチャイルド・マルトリートメントの概念の導入や生態学的な研究が児童虐待問題に必要となってくると考えられる。

文 献

- 1) Belsky, J.: Child Maltreatment An Ecological Integration. *American Psychologist*, 35(4) : 320-335, 1980
- 2) Gough, D.: ヨーロッパにおける児童虐待問題. 子どもの虐待とネグレクト, 1 (1) : 18-28, 1999
- 3) Helfer, ME., Kampe, RS. and Krugman, RD.: the battered child. Fifth edition. The University of Chicago Press, 51-56. 84-92. 162-166, 1997
- 4) 日本看護協会：看護職のための子どもの虐待予防&ケアハンドブック. 日本看護協会出版会, 2003
- 5) 河村代志也, 高橋ゆきえ, 秋山 剛, 加藤正子, 三宅由子：新生児, 乳児の母親における子ども虐待の簡易スクリーニング 新生児訪問指導, 乳児健康診査におけるエンジンバラ産後うつ病自己評価票 (EPDS) を利用した11項目調査票の使用経験. *日本社会精神医学会雑誌*, 14(3) : 221-230, 2006
- 6) 加藤曜子：児童虐待リスクアセスメント. 中央法規, 2001

- 7) 厚生省児童家庭局：子ども虐待対応の手引き。財団法人 日本児童福祉協会, 19-23, 1999
- 8) MacMillan, HL., Fleming, JE., Trocome, N. and Boyle, MH. et al.: Prevalence of child physical and sexual abuse in the community: results from the Ontario Health Supplement. *Journal of the American Medical Association*, 278(2): 131-135, 1997
- 9) 牧野カツコ：乳幼児をもつ母親の生活と＜育児不安＞。家族教育研究所紀要, 6: 11-24, 1985
- 10) 奈良間美保, 兼松百合子, 荒木暁子他：日本版 Parenting Stress Index (PSI) の信頼性・妥当性の検討。小児保健研究, 58(5): 610-616, 1999
- 11) 高橋重宏：ウェルフェアからウェルビーイングへ。川島書店, 25-37. 85-107. 149-159, 1997
- 12) 高橋重宏, 庄司順一, 中谷茂一他：子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)。日本総合愛育研究科紀要, 32: 87-106, 1996
- 13) 高橋重宏監修：海外の子ども虐待リスク・アセスメント・モデル 1997年度政策科学調査推進事業。日本子ども家庭研究所, 1998
- 14) Trocme, N., McPhee, D. and Tam, KK.: Child Abuse and Neglect in Ontario: Incidence and Characteristics. *Child Welfare*, 563-586, 1995
- 15) 佐藤拓代：子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル。平成13年度厚生科学研究助成金「子どもの家庭総合研究事業」, 2002
- 16) 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター：首都圏一般人口における児童虐待の疫学調査報告書。平成11年度社会福祉・医療事業団子育て支援基金助成事業。社会福祉法人子どもの虐待防止センター。1-102, 2000

A historic background and definition of child abuse

Hiroko HANADA, Masaharu NAGAE, Makiko YAMAZAKI, Kazuyo OISHI

Received 12 January 2007

Accepted 22 March 2007